

職員の特殊勤務手当に関する条例

平成27年2月20日条例第31号

最終改正：令和8年3月31日条例第3号

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項及び職員給与に関する条例（平成27年条例第29号。以下「給与条例」という。）第19条第2項の規定に基づき、職員の特殊勤務手当（以下「手当」という。）に関する事項を定めることを目的とする。

(手当の種類)

第2条 手当の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 高所作業手当
- (2) 汚水内作業手当
- (3) 取締折衝等業務手当
- (4) 廃棄物等処理作業手当
- (5) 緊急対策業務等手当
- (6) 災害応急作業等派遣手当
- (7) 外国勤務手当

(高所作業手当)

第3条 高所作業手当は、職員が、地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所で行う作業のうち組合規則で定めるものに従事したときに支給する。

- 2 前項に規定する手当の額は、作業に従事した日1日につき、220円（作業が地上又は水面上20メートル以上の箇所で行われた場合にあつては、320円）とする。

(汚水内作業手当)

第4条 汚水内作業手当は、職員が、本組合が設置する一般廃棄物処理施設の維持管理作業又はその監督の業務のうち、組合規則で定めるものに従事した

場合（汚水又は汚泥内で作業又は業務を行う場合に限る。）に支給する。

- 2 前項に規定する手当の額は、作業又は業務に従事した日1日につき、770円とする。

（取締折衝等業務手当）

第5条 取締折衝等業務手当は、職員が、徴収、調査、指導、交渉、折衝等の業務のうち、相手方から暴行を受けるおそれがあるものその他生命又は身体に対する危険が予測されるものに従事したときに支給する。

- 2 前項に規定する手当の額は、業務に従事した日1日につき、550円とする。

（廃棄物等処理作業手当）

第6条 廃棄物等処理作業手当は、職員が、廃棄物の検査作業又は本組合が設置する一般廃棄物処理施設の維持管理作業若しくはその監督の業務（廃棄物を直接取り扱うものその他組合規則で定めるものに限る。）に従事したとき（第4条第1項の規定の適用を受けるときを除く。）に支給する。

- 2 前項に規定する手当の額は、作業又は業務に従事した日1日につき、720円とする。

（緊急対策業務等手当）

第7条 緊急対策業務等手当は、職員が、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象又は大規模な火災、爆発等により市民の生活に重大な支障を来す事態が生じた場合において、自己の生命又は身体に対する高度の危険が予測される状況の下で、組合規則で定める緊急の対策業務等に従事したときに支給する。

- 2 前項に規定する手当の額は、業務に従事した日1日につき、720円（業務の全部又は一部が日没時から日出時までの間において行われた場合にあっては、1,080円）とする。

（災害応急作業等派遣手当）

第8条 災害応急作業等派遣手当は、職員が、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、

地震、津波その他の異常な自然現象又は大規模な火災、爆発等が発生した場合において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第1項又は第23条の2第1項の規定に基づき災害対策本部が設置された本組合構成団体以外の地方公共団体の区域に派遣されて行う災害応急対策又は災害復旧に係る作業又は業務に従事したときに支給する。ただし、組合規則で定める職員については、この限りでない。

- 2 前項に規定する手当の額は、作業又は業務に従事した日1日につき、1,080円（作業又は業務の全部又は一部が深夜において行われた場合にあっては、1,620円）とする。

（外国勤務手当）

第9条 外国勤務手当は、職員が、外国に所在する公署（これに準ずると管理者が認めるものを含む。以下同じ。）における勤務を命ぜられ、その命令に係る業務に従事したときに支給する。

- 2 前項に規定する手当の額は、1月につき、外国に所在する公署において勤務する職員（以下「外国勤務職員」という。）が当該公署の所在地（以下「勤務地」という。）に所在する総領事館（勤務地に総領事館が所在しない場合にあつては、当該勤務地が属する国の大使館）に勤務する外務公務員（以下「所在地勤務の外務公務員」という。）であるとした場合に支給されることとなる在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和27年法律第93号。以下「外務公務員給与法」という。）第9条又は第10条第1項の規定による在勤基本手当の額に相当する額に100分の80を乗じて得た額とする。

- 3 次の各号に掲げる場合における第1項に規定する手当の額は、前項の規定にかかわらず、1月につき、同項の規定による額に当該各号に定める額を加算した額とする。

- (1) 外国勤務職員が勤務地においてその住居に係る費用を負担する場合
当該外国勤務職員が所在地勤務の外務公務員であるとした場合に支給され

ることとなる外務公務員給与法第12条第1項本文の規定による住居手当の額に相当する額（当該住居手当の額が同項ただし書の規定による限度額に100分の80を乗じて得た額を超えるときは、当該額に相当する額）

(2) 外国勤務職員が配偶者を勤務地に随伴する場合 前項の規定による額に100分の20を乗じて得た額

(3) 外国勤務職員の子のうち主として当該外国勤務職員の収入により生計を維持しているものであって組合規則で定める者が勤務地において学校教育その他の教育を受ける場合 当該外国勤務職員が所在地勤務の外務公務員であるとした場合に支給されることとなる外務公務員給与法第15条（第3項を除く。）の規定による子女教育手当の額に相当する額

4 前3項に規定するもののほか、外国勤務手当の額の計算方法その他外国勤務手当の支給に関し必要な事項は、組合規則で定める。

（施行の細目）

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、組合規則で定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年7月19日条例第9号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和8年3月31日条例第3号）

この条例は、令和8年4月1日から施行する。